

第 671 回兵庫地方最低賃金審議会

日時：令和 6 年 8 月 5 日（月） 14:00～
場所：兵庫労働局 16 階 第 3 共用会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 兵庫県最低賃金の改正に係る審議について

(2) その他

3 閉 会

令和6年8月5日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県最低賃金専門部会
部会長 山口 隆英

兵庫県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月1日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので報告する。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を実現するため、所管省庁は独占禁止法や下請法の執行を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても、円滑に企業運営を行えるように、現在の「業務改善助成金」制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。また、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減をはじめとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援を行うこと。
- 3 労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進と制度の充実、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと。
- 4 生活者のリビングコスト（医療、教育、住宅など）の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員
梅野巨利
千田直毅
山口隆英

労働者代表委員
岩崎和人
小西啓介
堀井説也

使用者代表委員
倉本信二
松岡直哉
吉川和宏

兵庫県最低賃金

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,052 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日



令和6年8月5日

兵庫労働局長
赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野 巨利

兵庫県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月1日付け兵労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を実現するため、所管省庁は独占禁止法や下請法の執行を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても、円滑に企業運営を行えるように、現在の「業務改善助成金」制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。また、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減をはじめとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援を行うこと。
- 3 労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進と制度の充実、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと。
- 4 生活者のリビングコスト（医療、教育、住宅など）の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。

兵庫県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,052円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日

兵庫労働局

尼崎労働基準監督署 様

2024年度の最低賃金大幅引き上げについての要請書

ロシアによるウクライナ侵略、イスラエルのガザ侵攻、今も終戦の道筋さえ見通せない状況となっています。日本では自公維国4党が侵攻・侵略される不安を煽り、軍備増強を叫び24年度の防衛費予算が7兆9496億円と過去最高を更新しています。

私たちはその一部を用い、最低賃金引き上げのため中小企業支援策を抜本的に拡充することができると思います。現行の施策は賃上げと同時に設備投資をする必要があるなど、赤字の中小企業が活用できません。賃金引き上げのための新たな施策が必要です。

現在、新型コロナ第11波の感染拡大が続いています。高額な医療費のため最低賃金で働く労働者は受診することをあきらめ、また、受診しても治療薬が高額で服用をあきらめなければなりません。国民の願いは不安の無い安定した生活です。そのためにも最低賃金の大幅な引き上げと、ヨーロッパやアメリカ並みに最低賃金を1500円以上にするを願っています。

中央最低賃金審議会は昨日7月25日に今年度の最賃改定の目安を全地域ランクで50円増(5%増)とし、加重平均で1004円から1054円へと引き上げる答申を採択しました。物価上昇分の5%として50円の引き上げですが、私たちが求めているのは「誰でもどこでも人間らしく暮らせる賃金」として、「全国一律制度確立」「いますぐ1500円、めざせ1700円」を要求しています。現在の答申はまだまだ低すぎると言わざるを得ません。

記

尼崎市民の思いである最低賃金大幅引き上げを、兵庫労働局と兵庫県最低賃金審議会に対して上申していただけますようお願いいたします。

2024年 7月 26日

尼崎地区労働組合総連合
議長 藤田 照



尼崎労連

最低賃金

引上げ署名

2908

筆

兵庫県の最低賃金をいまずぐ1500円に引き上げ、 全国一律最低賃金制度、 中小企業支援の拡充を求める要請書

2024年 月 日

兵庫労働局長 殿

兵庫地方最低賃金審議会会長 殿

請願趣旨

私たちは、8時間働けば人間らしい暮らしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

日本の最低賃金は2023年改定で「過去最高の引き上げ」となりましたが、私たちが取り組んできた最低生計費試算調査結果である「単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費は全国どこでも月額25万円・時間額1,500円以上」に届かない低水準であり、世界の水準にも及びません。

2023年地方最賃審議会答申・付帯決議のうち、兵庫を含め41審議会が中小企業・小規模事業者に対する支援策を求めています。現行の中小企業・小規模事業者支援策の拡充を強化するとともに新たな助成制度の創設、税・社会保険料の減免、物価高騰に伴う材料費や労務費の上昇分を価格転嫁できるようにするための取引の適正化などを求めており、地方の圧倒的な声となっています。

本年の審議で、兵庫県の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。あわせて、地域経済の「好循環」を作り出す中小企業支援を抜本的に拡充することも求めます。

請願項目

- 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円に引き上げること。
- 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。
- 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。

以上

氏名	住所

※ この署名用紙は、関係行政庁への要請以外の目的に個人情報を利用されることは一切ありません

最低賃金は

今すぐ

全国一律

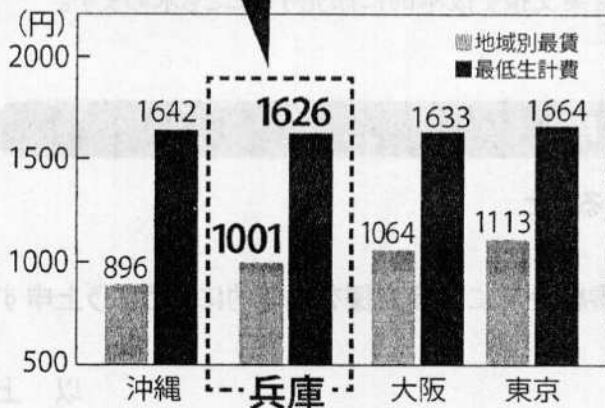
1500円

以上に

兵庫県の最低賃金
1001円



最低賃金は、最低賃金法という法律によって定められ強制力があります。2023年10月から、兵庫の最低賃金は1,001円。これを下回る賃金を定めた雇用契約書は無効です。



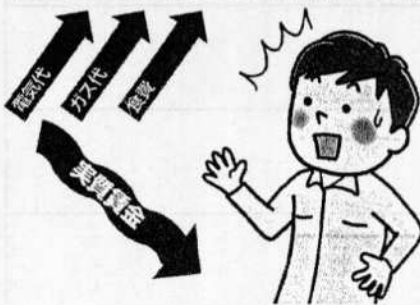
地域別の最低賃金と最低生計費

最賃の地域間格差が一極集中招く

いま兵庫の最低賃金は1,001円。大阪は1,064円。神崎川を兵庫県側から渡るだけで、時間額が63円高くなります。東京は1,113円で兵庫とは112円もの開きがあります。これでは兵庫から大阪へ人・もの・カネが流れます。果ては東京へ一極集中し、兵庫の経済がますます停滞します。

直近の調査によれば、グラフのとおり全国どこで生活しても生計費は大きく変わりません。兵庫県では、神戸市内で一人暮らしをする25歳青年の場合、時間額で女性は1,582円、男性1,626円が必要です。今こそ、この最低生計費に合わせて時間額を1,500円以上へ引き上げ、全国一律最低賃金を求めましょう。

物価高騰に見合った賃金を



電気・ガスや食料品などの生活必需品の価格高騰が続いており、実質賃金は下がっています。いまこそ最低賃金を引き上げ、1日8時間働けば普通に暮らせる社会を実現しましょう。

中小企業への直接支援を

中小企業が最低賃金を大幅に引き上げても、健全な経営ができるよう国の支援を拡充することが急務です。例えば諸外国でも実践されている社会保険料の事業主負担の免除・減免などを国や地方自治体に求めていきましょう。

兵庫労連(兵庫県労働組合総連合) / 国民春闘兵庫県共闘委員会

〒650-0023 神戸市中央区栄町通3-6-7 大栄ビル10F
TEL 078-335-3770 FAX 078-335-3830 Mail rorenhyogo@shinsai.or.jp